

障がいのある人と人権

障害児の教育を受ける権利と「インクルーシブ教育」



石渡和実

連載 第10回



昨年9月、国連の障害者権利委員会から勧告（総括所見）が出され、日本の分離教育廃止が強く求められて以来、インクルーシブ教育に関する論議が高まっている。東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター^{*1}では「インクルーシブ教育定例研究会」を毎月のようにオンラインで開催し、興味深い発信を続けている。

ここで、日本の障害児教育の歴史と現状を振り返ってみたい。1878（明治11）年に京都盲啞院が設立され、盲児や聾啞児の学校教育がスタートする。一方で、「就学猶予・免除」という制度により、入学が先延ばしになったり学校に行くことさえできない、すなわち教育を受ける権利を奪われていた障害児も多かったのである。1979（昭和54）年に養護学校が義務化され、全ての障害児に義務教育が保障されることになった。しかし、その結果、障害がある子とない子とで学ぶ場が分けられ、分離教育が進むことにもなったとの指摘もある。2022（令和4）年5月1日現在、特別支援学校や特別支援学級、通級指導など、特別支援教育の対象とされる児童・生徒は61万8千人で、10年前（30万2千人）の2倍以上となっている^{*2}。少子化で、小中学生は100万人近くも減少しているなかでの著しい増加であり、分離教育が進んでいると言わざるを得ない。

国連の勧告では、「分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識すること」を強く求めている。文部科学省は「多様な学びの場」を設けてインクルーシブ教育を実現しつつあると主張するが、結果として分離が進んでしまっている。子どもの頃に分けられる

ことが大人になってからの入所施設での暮らしや精神科への長期入院など、地域からの排除につながっていると、国連は日本の現状に強い懸念を示している（本誌3月号参照）。

冒頭で紹介した東大のオンラインセミナーでは、映画『みんなの学校』^{*3}などで知られる大阪府のインクルーシブ教育の実践なども詳しく紹介している。障害児だけでなく外国籍の子、貧困に直面している子など、多様な子どもたちが交流するなかで、「子ども同士での学び」が成長に大きな意味を持つことを実感させられる。今年8月、横浜国立大学で開かれた日本特殊教育学会のシンポジウムで、奈良女子大学名誉教授の浜田寿美夫氏が紹介したエピソードも印象的であった。他の子を傷つける通常学級のわが子を申し訳なく思っていた母親に、同級生が語ったという。「お母さん、いいんだよ。噛みつくのは、この子の『声』なんだから」。分離することはこのような「学び合い」の場を奪うことになり、通常学級こそが変わらなければ、と浜田氏は強調する。インクルーシブ教育を追求することは、現在の教育全体の転換を求めることである。

※1）バリアフリー教育開発研究センター
<https://www.p.u-tokyo.ac.jp/facilities/k5>

※2）令和5年版障害者白書
<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index-pdf.html>

※3）映画『みんなの学校』
<http://minna-movie.jp/>

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会会長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。